

# 令和7年度第3回新潟地方最低賃金審議会 議事要旨

開催日時	出席状況
令和7年8月6日 14時30分～16時30分	公益 4/5 労働者側 4/5 使用者側 5/5
<p>○主な審議事項</p> <p>1 新潟県最低賃金専門部会報告</p> <p>本審議会に対して新潟県最低賃金専門部会報告書が提出され、部会長より内容の説明が行われた。</p> <p>なお、専門部会報告と合わせて、公益委員見解についても示され、その概略が事務局より説明された。</p> <p>労使委員からは特に意見なし。</p> <p>2 採決</p> <p>本日の定足数13名のところ、会長を除き、賛成7名（公3・労4） 反対5名（使5）であった。よって、過半数以上の賛成により、可決となった。</p> <p>3 答申等の有無</p> <p>有</p> <p>現在の新潟県最低賃金額（985円）を+65円引上げ、時間額1,050円で答申が行われた。</p> <p>4 特定最低賃金</p> <ul style="list-style-type: none"><li>新潟県特定最低賃金（3業種）、それぞれから改正決定の申出があり、新潟労働局長より本審議会に対して、改正決定の必要性の有無に係る諮問が行われた。</li><li>審議の結果、新潟県特定最低賃金（3業種）の改正決定の必要性の有無については継続審議とし、次回第4回審議会（本審）において、その必要性の有無の答申を行うこととされた。</li></ul> <p>5 今後の日程</p> <ul style="list-style-type: none"><li>新潟県最低賃金</li><p>本答申に関する意見公示に基づく異議申立期間は8月21日まで。</p><p>異議申出があった場合、8月22日開催予定の第4回審議会（本審）で異議申出に係る諮問を新潟労働局長より同審議会へ行い、異議審議後、異議申出に係る答申が行われる予定。</p><li>新潟県特定最低賃金</li><p>第4回審議会（本審）において必要性の有無の答申が行われる予定。</p></ul> <p>※公開状況：傍聴人10名 報道関係者4社6名</p>	